

際間の調整役など主導的役割を果たすべきである。

そのために、日本政府および国会に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く要請するものである。

審査

反対意見

・ NPT「核不拡散条約」を推進している諸国と核保有国が不参加である「核兵器禁止条約」の交渉国との関係に亀裂が生じる懸念がある。また、「核不拡散条約」において中心的に推進してきた日本政府が、新たにこの条約に参加した場合、今後の「核不拡散条約」の進展を阻(はば)むのではないか。

・ この考えに反対するものではないが「核兵器禁止条約」に核保有国が参加しなければ何も進まない。この条約そのものに実効性がないのではないか。

・ 核の脅威など、日本の安全が脅かされようとしている今日において、その抑止力として日米同盟を遵守しなければならぬ以上、時期尚早と考える。

・ 趣旨には賛同できる中で、趣旨を採択するのはいよいよ意見書まで提出する必要はない。

賛成意見

・ 一方、世界の多くの国がこの条約の締結を望んでいる中で被爆国として行動すべき。

・ 松前町は非核都市宣言をしている町である。政府に町民の草の根運動の声を届けることを断る理由が議会にはない。

(採決の結果、可否同数。条例に基づき委員長が決することになり、結果、不採択とされた。)

請願第2号

主要農作物種子法の復活を求める請願書

◎請願者

国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会
会長 村田 武
◎紹介議員 金澤 浩

要旨

米・麦・大豆などの良質な種子の安定的な生産及び普及を促進することを目的に、1952年に制定された「主要農作物種子法」が2018年4月1日に廃止され、米、麦などの優良種子供給を不安定にし、必要な時に手に入らなくなってしまう恐れがあるだけでなく、海外のアグリビジネスの日本進出と、種子交配、遺伝子組み換え作物の持ち込みにつながる可能性があるため、「主要農作物種子法」の復活を求める意見書の提出を求めるものである。

審査

反対意見

・ 主要農作物種子法(以下種子法)は、戦後の食糧増産のため、国・都道府県が主導して制定され、これにより食糧難が改善され、種子は安定供給されるようになった。国・都道府県が主体となることで、民間のノウハウが入ることがなかったが、品種開発には民間ノウハウの活用も必要ではないか。

・ 附帯決議として、優良な品質の種子の流通を確保するため適切な基準を定め、運用する。国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努める。特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努める。と、決議を行っており、このことから、現在の多様なニーズに対応するためには、民間活力を最大限活用した、開

発・供給体制の構築は必要と考える。

・ 「みつひかり」の種もみ価格が高いのは、種子の特性が病気に強く、農薬散布の量を減らすなど生産に係るコストが大幅に削減できるためである。種子が高いいから米が高くなることではなく、米は安いものが生産できるようになってきている。「みつひかり」の値段をもって全ての種子が高価ということではない。

・ 遺伝子組み換え作物を規制するのは食品衛生法である。種子法廃止で遺伝子組み換え作物が入る訳ではなく、別の法律により規制されている。

賛成意見

・ 種子法の廃止に伴い、都道府県への種子開発の補助金がカットされている。附帯決議には法的拘束力がなく、種子法が廃止されるとガードがなくなり、外資、国内企業問わず、種子の支配権が公の立場から民間企業に移るのは確実である。民間企業は特許をほしがり、特許料で利潤を上げようとしている。日本の農家が特許料を支払わなければ、米を含む主要農作物の種子の使用ができなくなることは明白だ。種子法が存在し、都道府県から種子が供給され続ける限り、民間企業のビジネスとしての種子は国内では売れにくい。しかし、安い種子を維持するための根拠法である種子法を廃止したことで、次第に種子の価格が高騰するのは当たり前である。

(賛成少数で不採択)

